

高病原性鳥インフルエンザ等に係る
京都府家畜伝染病等対策本部会議資料

- | | | |
|---|----------------------------|------|
| 1 | 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの状況について | P 1 |
| 2 | 野鳥における高病原性鳥インフルエンザの状況について | P 7 |
| 3 | 京都府の対応について | P 9 |
| | (1) 家きんへの対応 | |
| | (2) 野鳥への対応 | |
| 4 | 各部局の役割分担について | P 14 |

1 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ の状況について

兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認（国内４例目）について

令和３年１１月１７日
危機管理部
農林水産部

11月17日（水）に兵庫県の採卵鶏農場において、国内４例目となる高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認され、隣接県での発生となったことから、本日、西脇知事を本部長とした京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部会議を開催する予定としておりますので御報告します。

併せて、本件概要と本府の対応状況について下記のとおり御報告します。

記

1 発生概要

（１）発生農場

兵庫県姫路市 採卵鶏（約15.5万羽）

（２）経過

- ・11月16日（火） 死亡羽数増加の通報、簡易検査陽性
- ・11月17日（水） 遺伝子検査（PCR検査）の結果、疑似患畜を確認
殺処分等の防疫措置を開始

2 京都府の対応

（１）家きん飼養者への対応

- ① 異常の有無の確認と情報提供（11月17日（水））
 - ・100羽以上の家きん飼養農場（62農場）に電話連絡し、全農場で異常がないことを確認
 - ・全家きん飼養者（403戸）に家畜保健衛生所から衛生情報を発出し、防鳥ネットや飲水消毒の点検、鶏舎入退時の消毒など、本病の侵入防止対策を再徹底
- ② 立入指導の実施（～26日（金））
100羽以上家きん飼養農場（62農場）に立入し、防鳥ネット、鶏舎の入退時の長靴交換、手指の消毒や飲水消毒の点検など飼養衛生管理が万全であるかの指導と併せて農場内の消毒の強化を指導

（２）野鳥への対応（野鳥対応レベル３）

- ① 監視強化重点箇所の巡視強化
 - ・鳥類が集団飛来する河川、ため池（養鶏場付近含む）等の監視を第１次重点箇所31箇所から第２次重点箇所52箇所に拡大し、監視を強化（11/16現在：異常なし（31箇所））
- ② 死亡野鳥等の簡易検査実施
 - ・検査優先種１は１羽、検査優先種２は１羽、検査優先種３は３羽、その他の種は５羽から調査を実施
- ③ ため池の野鳥対策
 - ・農場近傍（300m以内）のため池34箇所で、落水等を実施中（14箇所完了）
 - ・今後、農場から離れたため池（600m以内の15か所程度）の落水等の対策を実施予定

櫻田 畜産課長	4980
田村 農村振興課長	4905

兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内4例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

本日、兵庫県姫路市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内4例目）されました。

これを受け、農林水産省は、本日9時00分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開ですが、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

1. 農場の概要

農場所在地：兵庫県姫路市

飼養状況：採卵鶏（約15.5万羽）

2. 経緯

（1）昨日（11月16日（火曜日））、兵庫県は、同県姫路市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

（2）同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

（3）本日（11月17日（水曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

1. （1）当該農場の飼養家さんの殺処分及び焼埋却、
（2）農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
（3）半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 兵庫県知事との意見交換を実施し、兵庫県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家さん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
6. 兵庫県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

記 者 発 表（資料配布）			
月／日 （曜日）	所 属 名 （担当部課名）	電 話	発 表 者 名 （担当者名）
11／17 （水）	兵庫県鳥インフルエンザ 対策本部事務局 対策班	078-362-9220 （内線 4081）	対策班長 中家 一郎 （副班長 廣田 清和）

姫路市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う
第1回鳥インフルエンザ対策本部会議の開催について

姫路家畜保健衛生所で実施していた遺伝子検査については、本日7時に陽性が判明し、農林水産省と協議した結果、9時に疑似患畜と決定されました。

今後速やかに殺処分を開始するとともに、10時から第1回鳥インフルエンザ対策本部会議を下記のとおり開催します。

なお、本日11時35分メドから、知事が金子農林水産大臣と会談し、鳥インフルエンザの発生に伴う対応を協議する予定です。

記

1 開催日時

令和3年11月17日（水）10時から

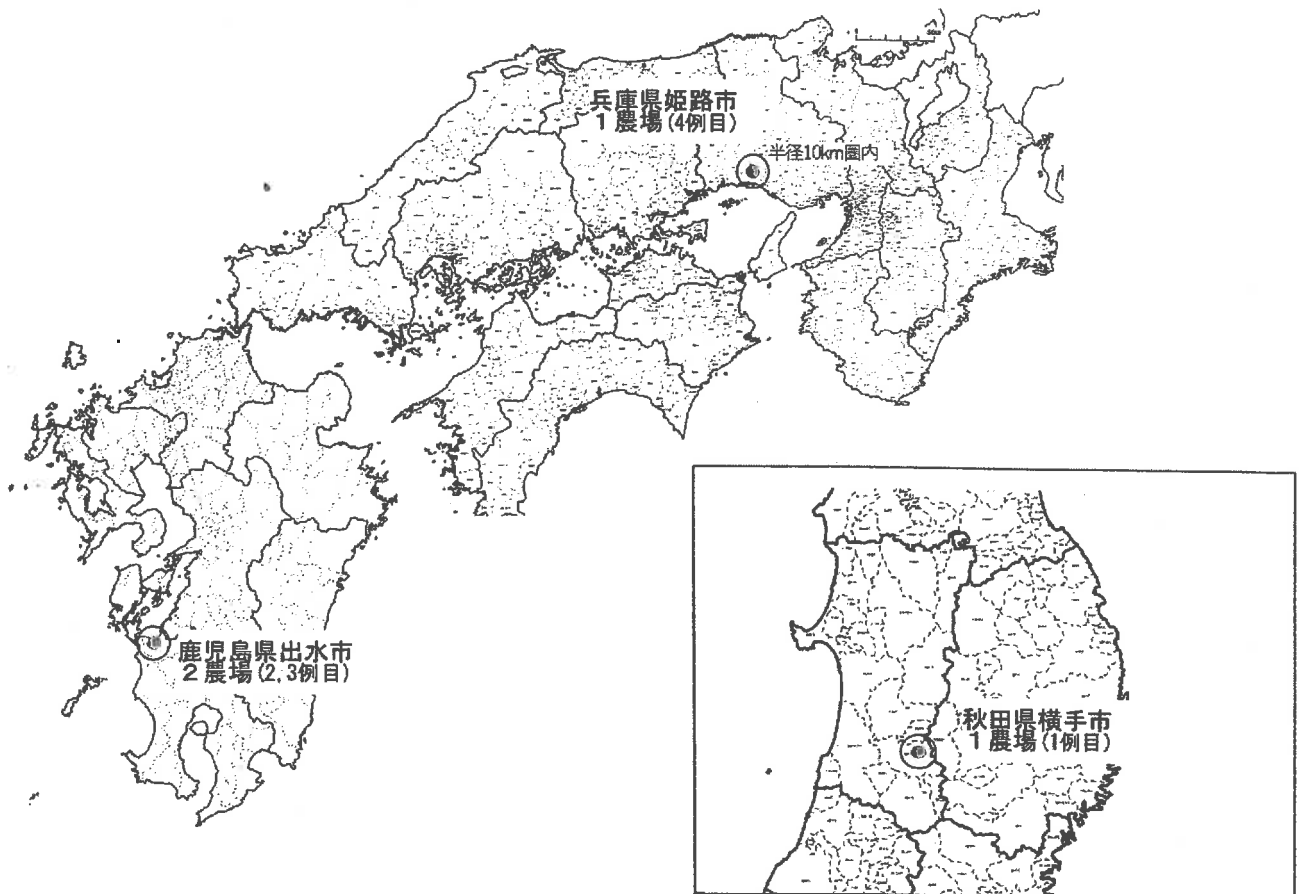
2 開催場所

兵庫県災害対策センター

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

(令和3年11月17日現在)

	発生日	発生場所	用 途	羽 数	血清亜型	防疫措置
1	11月10日	秋田県横手市	採卵鶏	14.3万羽	H5N8亜型	処分鶏の埋却完了
2	11月13日	鹿児島県出水市	採卵鶏	3.9万羽	H5N1亜型	防疫措置完了
3	11月15日	鹿児島県出水市	採卵鶏	1.1万羽	H5N8亜型	殺処分完了
4	11月17日	兵庫県姫路市	採卵鶏	15.5万羽	未確定	殺処分開始



2 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ の状況について

野鳥等における鳥インフルエンザの状況について

(1) 韓国の野鳥等における高病原性鳥インフルエンザ等の状況

採取日	場 所	検査材料	病原性	ウイルス亜型
R3. 10. 26	忠清南道天安市	捕獲野鳥	高	H5N1
R3. 10. 26	全羅北道扶安市	野鳥糞便	高	H5 亜型
R3. 11. 4	全羅北道井邑市	確認中	高	H5N1
R3. 11. 9	全羅北道井邑市	確認中	高	H5N1

(2) 国内の野鳥等における高病原性鳥インフルエンザ等の状況

確認日（採取日）	場 所	検査材料	病原性	ウイルス亜型
R3. 11. 11（11. 8）	鹿児島県出水市	環境試料（水）	高	H5 亜型
R3. 11. 16（11. 9）	宮崎県宮崎市	糞便	高	H5N1 亜型

3 京都府の対応について

京都府の対応について

(1) 家きん飼養者への対応

○緊急立入指導

11月26日(金)までに、100羽以上の家きん飼養農場(62農場)を巡回し、ウイルス侵入防止対策の点検を実施し、併せて農場内の消毒の強化を指導

○異常の有無の確認と情報提供(11/10、11/13、11/17)

① 異常家きんの有無

100羽以上の家きん飼養農場(62農場)に電話連絡し、全農場で異常がないことを確認済

② 情報提供と注意喚起

全家きん飼養者(403戸)に家畜保健衛生所から衛生情報を発出し、防鳥ネットや飲水消毒の点検、鶏舎入退時の消毒など、本病の侵入防止対策を徹底

○これまでの対応

① 強化巡回実施(11月～3月の間、毎月1回以上実施予定)

100羽以上の家きん飼養農場(62農場)を毎月1回以上巡回し、臨床検査を行うとともに、防鳥ネット、靴底消毒等のウイルス侵入防止対策の状況確認、予防対策の徹底及び異常家きん発生時の早期通報を指導

② 小規模家きん飼養者への対策

100羽未満の家きん飼養者(341戸)を8月～11月に一斉点検が終了し、異常がないことを確認済

③ 定期検査による監視

毎月、府内家きん飼養農場で抗体検査等の検査を実施中

・令和3年4月から10月の実績：延べ151農場 1,510羽の陰性確認

兵庫県の養鶏場で国内4例目(兵庫県1例目)の 高病原性鳥インフルエンザが発生しました！

～予防対策の確認・徹底をお願いします～

高病原性鳥インフルエンザ発生状況 (R3年シーズン)

☆ 家きん (3県4事例)

都道府県	市町村	発生戸数	飼養状況		
秋田県	横手市	1戸	採卵鶏	約 14.3	万羽
鹿児島県	出水市	1戸	採卵鶏	約 3.9	万羽
鹿児島県	出水市	1戸	採卵鶏	約 1.1	万羽
兵庫県	姫路市	1戸	採卵鶏	約 15.5	万羽
計	3県	4戸		約 34.8	万羽

2, 3例目

鹿児島県出水市 採卵鶏 3.9万羽
鹿児島県出水市 採卵鶏 1.1万羽

新情報

4例目 (11/17)

兵庫県姫路市 採卵鶏 15.5万羽

1例目 (11/10)

秋田県横手市
採卵鶏 14.3万羽

○ 野鳥 (2県2事例)

鹿児島県(環境試料(水))
宮崎県(野鳥糞便)

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除



○死亡羽数が増える等の異状が見られたら、すぐに下記まで連絡して下さい。

京都府南丹家畜保健衛生所
TEL 0771-42-3308 FAX 0771-42-5117 (24時間受付)

(2) 野鳥への対応

○野鳥の監視 対応レベル3 (国内複数箇所(隣接府県)発生時)

① 監視強化重点箇所の巡視強化

鳥類が集団飛来する河川・ため池(養鶏農場付近含む)等の第2次重点箇所52箇所で週1回野鳥の生息状況の調査及び異常を監視

② 死亡野鳥等の簡易検査実施

検査優先種1は1羽以上、2は1羽以上、3は3羽以上それ以外の種は同一場所で5羽以上死亡している場合に検査を実施

○野鳥のため池対策

農場近傍(300m以内)のため池34箇所で、落水等を実施中(17箇所完了)

今後、農場から離れたため池(600m以内の15か所程度)の落水等の対策を実施予定

(参考) 野鳥における対応レベルと対応内容

野鳥監視強化(対応レベル表)

対応レベル	発生状況	鳥類生息状況等調査		ウイルス保有状況調査(同一箇所死亡している野鳥の検査)			
		監視重点箇所	頻度	検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の種
1	通常時	—	—	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上
2	近隣国発生時	第1次重点箇所	必要に応じて	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上
	国内単一箇所発生時	第1次重点箇所又は第2次重点箇所 府内又は隣接府県発生時	週に1回				
3	国内複数箇所発生時	隣接府県発生時	週に1回	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上
	監視重点区域内発生地点から半径10km圏内	監視重点区域内の第3次重点箇所	週に1回	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上
備考		第1次重点箇所: 31箇所 第2次重点箇所: 52箇所 第3次重点箇所: 91箇所		18種 カモ目(10種) () カイツブリ, ユリカモメ, オオカ, ハヤブサ 等	9種 カモ目(5種) (マカモ, ススガモ等) クマガ, フクロウ等	1,2以外の カモ目, タカ目 フクロウ目等 (カルカモ, カワウ, アオキ, チョウゲンボウ等)	1~3以外の 全ての野鳥

(参考) 府内の家きん飼養状況 (R3. 11. 17 現在)

(戸、千羽)

地 域	採卵鶏		肉用鶏		その他		合計	
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
山 城	128	90	3	—	17	3	148	93
うち1万羽以上	3	65					3	65
南 丹	88	791	13	40	7	60	108	891
うち1万羽以上	4	761	2	27	2	57	8	845
中 丹	70	857	10	233	6	—	86	1,090
うち1万羽以上	4	846	6	227			10	1,073
丹 後	58	5	2	37	1	—	61	42
うち1万羽以上			2	37			2	37
合 計	344	1,743	28	310	31	63	403	2,116
うち1万羽以上	11	1,672	10	291	2	57	23	2,020

4 各部局の役割分担について

(参考) 京都府家畜伝染病等対策マニュアル抜粋 (P32～P33)

2 府対策本部の事務分掌

部 名 等	主な事務分掌	主要な関連業務
危機管理部長 防災監 農林水産部副部長 (事務局) ・危機管理総務課 ・災害対策課 ・原子力防災課 ・消防保安課 ・農政課	①府対策本部の運営に関する事 ・各部局との連絡調整 ・府対策本部会議の開催 ・現地対策本部との連絡調整 ・関係機関への情報伝達 ②対策全般の総合調整に関する事 ③国・市町村との連絡調整に関する事 ④情報・データの一元管理に関する事 ⑤定時記者発表等広報に関する事 ⑥府民相談窓口の運営に関する事 (府民環境部と共管) ⑦広域振興局との調整に関する事	
農林水産部	①防疫(家畜、野生動物等)対策に関する事 ②府対策本部との調整に関する事 ③家畜保健衛生所との調整に関する事 ④農林水産省・環境省との連携・調整に関する事 ⑤専門家会議の運営に関する事 ⑥防疫資材の確保に関する事 ⑦風評被害対策に関する事	・防疫措置計画の作成 ➢農場防疫対策・周辺農場対応 ➢消毒ポイントの選定、資機材確保 ・緊急動員職員の後方支援 ➢バス、トラックの調達(緊急動員職員及び備蓄資材運搬) ➢備蓄防疫資材の運搬 ➢緊急動員職員の受付及び送出
知事直轄組織 (知事室長G) (会計管理者G) (職員長G)	①報道機関との調整等に関する事 ②緊急支出の審査・支払に関する事 ③職員の動員及び動員者の健康管理の総合調整に関する事	・プレスリリース及び本部会議開催に係る報道機関調整 ・緊急動員及び本格動員職員の招集 ・旧婦人相談所の駐車場管理
総務部	①緊急予算編成、要望等に関する事 ②焼・埋却地の選定等に関する事 (市町村との調整) ③防疫資材の確保に関する事(農林水産部と共管)	・防疫資材等の購入に係る予算対応 ・焼埋却地所管市町村と必要に応じた調整(現地対策本部補佐) ・防疫資材等の調達事務 ・制限区域等の公告
政策企画部	防疫活動の支援に関する事	・緊急動員職員、本格動員職員の派遣
府民環境部	①府民相談窓口の運営に関する事 (本部事務局と共管) ②埋却地周辺の環境保全に関する事 ③環境省との連絡調整に関する事	・府民からの健康等に関する相談対応 ・動員職員等の健康管理 ・埋却地周辺の環境モニタリング ・焼却施設の目的外使用に係る手続き
文化スポーツ部	私立学校及び府立の大学との情報連絡等に関する事	・家畜等を飼育している所管大学等への情報提供及び情報収集・飼育家畜への感染防止対策指導等

部 名 等	主な事務分掌	主要な関連業務
健康福祉部	①地域住民、防疫従事者、農場作業員の健康対策に関すること（知事直轄組織と共管） ②食肉処理施設、食鳥処理施設等に関すること ③動物取扱業に関すること ④愛玩動物に関すること ⑤保育園、介護施設等に関すること	・府民等の健康に関する相談窓口 ・農場等動員職員等の感染防御対策等健康管理対策指導 ・食肉処理場、食鳥処理場及び動物取扱業者に対する情報提供及び発生防止対策指導 ・家畜等を飼育している所管保育園等への情報提供・情報収集
商工労働観光部	①特別経営相談に関すること ②観光対策に関すること	・府内企業等からの相談対応 ・観光客等への風評被害防止対策
建設交通部	①道路等の消毒ポイントにおける消毒に関すること ②消毒資機材等の輸送調整に関すること ③建設業協会等との調整に関すること	・消毒ポイントの設営 ・消毒ポイントの初期の運営 ・運搬車両不足時等の調整
議会事務局	府議会議員との情報連絡等に関すること	・プレスリリース、本部対策会議内容等の伝達
監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	防疫活動の支援に関すること	・緊急動員職員、本格動員職員の派遣
教育庁	①公立学校等との情報連絡等に関すること（学校給食を含む。） ②学校飼育動物の適正な飼養管理の徹底に関すること	・家畜等を飼育している公立学校等への情報提供と情報収集 ・公立学校飼育家畜等への感染防止対策
警察本部	①発生地域、消毒ポイント等の警戒警備・混乱防止に関すること ②治安の維持、防犯対策に関すること	・農場周辺の立入制限場所の警戒警備及び交通安全対策 ・車両消毒ポイントでの交通安全対策
現地対策本部 （広域振興局）	①現地対策本部の運営に関すること ②市町村等との連絡調整に関すること ③焼・埋却地に関する地元調整に関すること ④消毒ポイントの現地運営に関すること ⑤家畜保健衛生所の支援に関すること ⑥防疫資材以外の必要物品の確保に関すること（現地のテント、簡易トイレ等）	

事務連絡
令和3年11月16日

各市町村担当課長 様

京都府くらしの安心・安全推進本部
食の安心・安全部会長（農林水産部長）

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長、食品流通課長、食品製造課長、外食・食文化課長、消費・安全局食品安全政策課長、動物衛生課長及び畜産局食肉鶏卵課長の連名で、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

担当	農政課食の安全・食育係 前田
電話	075-414-5654

(写)

3 新 食 第 9 8 1 号
3 新 食 第 9 7 8 号
3 新 食 第 9 8 0 号
3 新 食 第 9 8 5 号
3 消 安 第 4 2 6 1 号
3 消 安 第 4 2 6 0 号
3 畜 産 第 1 0 2 1 号
令和 3 年 1 1 月 1 0 日

別記団体の長 宛て

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長
食品流通課長
食品製造課長
外食・食文化課長
消費・安全局食品安全政策課長
動物衛生課長
畜産局食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、秋田県下の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添 1 プレスリリース参照）、現在、秋田県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

食品安全委員会は「我が国の現状においては、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないものと考えています。」と公表しているところであり、食品安全委員会ホームページ（<https://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添 2 「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

鳥インフルエンザについて 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されることが考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

[補足]

海外(主に東南アジア等)への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1. 海外(主に東南アジア等)ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型(注1)の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家きんと接触したヒトへ感染した例が確認されています。

そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ(注2)等が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)や適切な取扱いをすることが必要です。

注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。

2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。

3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。

2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。

